平成１９年（フ）第１９０号
富山県高岡市戸出吉住103番地吉住又新市営住宅Ａ棟107号、開始決定時の住所富山県氷見市柳田526番地２
破産者　タイヤショップシオこと　子浦　　宏
異議申述期間　平成21年11月12日まで
平成21年９月24日　富山地方裁判所高岡支部

平成１９年（フ）第２６１９号
福岡市東区松田３丁目１番20号
破産者　テイーエヌビー株式会社
異議申述期間　平成21年11月16日まで
平成21年９月14日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２０年（フ）第２３３９号
福岡県糟屋郡志免町桜丘３丁目14番10号、住民票上の住所福岡市中央区桜坂３丁目８番４号
破産者　徳野　公明
異議申述期間　平成21年11月16日まで
平成21年９月15日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２５４号
青森県弘前市大字堅田３丁目４番地７
破産者　一戸　賢治
免責意見申述期間　平成21年11月27日まで
平成21年９月18日　青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２７５０号
大阪府寝屋川市香里西之町11番７号
破産者　吉羽　敏郎
免責意見申述期間　平成21年11月30日まで
平成21年９月18日
大阪地方裁判所第６民事部

免責決定確定

平成１８年（モ）第９５号
（平成１６年（フ）第２２８号）
香川県坂出市富士見町１丁目８番10号
破産者　若山　光雄
１　主文　破産者を免責する。
２　決定確定日　平成21年９月16日
高松地方裁判所丸亀支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第１４号
札幌市中央区北２条西２丁目４番地
清算株式会社　樺戸開発産業株式会社
代表清算人　大鹿祐太郎
１　決定年月日　平成21年９月18日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第１号
石川県鳳珠郡能登町字宇出津山分14字15
清算株式会社　ウシツ電子工業株式会社
１　決定年月日　平成21年９月17日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２１年（ヒ）第３０２８号
大阪市阿倍野区天王寺町北２丁目14番６号
清算株式会社　株式会社ビッグビジョン
１　決定年月日　平成21年９月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第２０４３号
東京都中央区日本橋箱崎町25番７号中島ビル５階
清算株式会社　株式会社セカンドビジョン
代表清算人　藤井　隆徳
１　決定年月日　平成21年９月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　通則
⑴　協定債権
協定債権とは、清算株式会社に対し、特別清算開始決定前の原因に基づいて生じた債権元本、利息及び遅延損害金をいう。
各協定債権者が有する協定債権は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額とする。
⑵　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、各協定債権者の指定する銀行預金口座宛に送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
２　権利の変更
清算株式会社は、別表記載の各協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の元本の20.6パーセントに相当する金額を弁済する。
３　協定債権残額の免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　追加弁済
第２項の弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
（別表省略）
東京地方裁判所民事第８部

平成２０年（ヒ）第６号
岐阜県瑞浪市陶町水上962番地の１
清算株式会社　株式会社丸九栗木製陶所
代表清算人　浅井　　正
１　決定年月日　平成21年９月18日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　特別清算債権の定義
⑴　平成20年７月17日（開始決定日）までの原因に基づいて発生した協定債権を特別清算債権とする。
⑵　弁済の場所
本協定における弁済は、特別清算債権を有する債権者（以下「特別清算債権者」という。）の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
２　特別清算手続の期間
清算株式会社は、平成22年３月31日までに協定を実行し、速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。
第２　担保権付債権
１　定義
本協定における担保権付債権とは、清算株式会社所有の不動産、その他の資産について、清算株式会社を主債務者として設定された担保権（特別の先取特権、質権、抵当権又は民事留置権を除く留置権）を有する特別清算債権で、平成20年７月17日（開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　評価の時期
担保権の対象となる資産は、平成21年６月30日の時点で評価する。
３　弁済
⑴　担保権の対象となっている資産は、これを換価処分し、回収・換価代金から当該回収・換価手続きにかかる諸費用（税金、売買手数料など）を控除した上、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受け得る金額の範囲で、随時、各担保権付債権の弁済に充てる。
⑵　平成21年11月30日の時点で担保権の対象となっている資産で、その回収・換価処分が完了していないものは、同日時点の評価額をもって、かつ、特別清算裁判所の許可を得られることを条件として、同日担保権付債権者に対して代物弁済をする。なお、代物弁済に要する費用は、担保権付債権者の負担とする。
⑶　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。
４　弁済後の残余債権
第２の３の弁済によって弁済されなかった残額は、一般債権の例によって弁済する。
５　担保権の放棄
担保権付債権者が、平成21年11月30日までに、その担保権を放棄した場合は、清算株式会社は、担保権によって担保されると評価されていた債権について、一般債権の例によって弁済する。